

令和 3 年度

運輸安全マネジメントの取組み

WILLER EXPRESS 株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針



安全方針

WILLER EXPRESS は「輸送の安全確保が当社の最重要な社会的使命」であることを深く認識し、社長自ら主導的にその周知徹底に努め、全員参加の下、安全面におけるリーディングカンパニーとなることを目指します。

1. 安全の要である乗務員、整備員と共に、全社員で、より高い安全品質を作りこみます。
2. 社員一人一人が、安全を自らの使命として、常にその改善・向上を図り、日々の安全基本動作を徹底します。
3. 事故等不安全事例を広く共有し、原因及び対策の見える化を実現します。
4. 自然災害への迅速かつ的確な対応を準備して、その実践のために訓練を実施します。
5. 安全に関わる情報を広く公開し、お客様目線での安全を社内教育の柱とします。
6. 安全の追求こそが WILLER EXPRESS の最大のサービスであり、ブランドであると約束します。

令和3年01月01日

WILLER EXPRESS 株式会社
代表取締役 平山 幸司

2. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、輸送の安全を確保する上で必要な次に掲げる事項に関し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。
 - (1) 輸送に従事する社員の確保
 - (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - (4) 事故等への対応
 - (5) 自然災害への備えと迅速な対応
 - (6) 事故等の再発防止措置及び予防措置
2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。

具体的な取り組み事項

- (1) 安全基本動作の徹底実施
- (2) 健康マネジメントの実行と改善増進
- (3) 整備マネジメントの実行と改善増進
- (4) 運輸防災マネジメントの実行と改善増進
- (5) IT, IoT 技術を活用した運行管理者による安全取り組み徹底実施
- (6) 指導監督に関する有効性検証と改善追究
- (7) 迅速な報告と情報共有

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和2年度に設定した目標及び達成状況

重点目標	実績	評価
死傷事故ゼロ	0	達成
追求目標	実績	評価
有責事故 10万 km あたり 0.10 以下	0.10	達成
故障 50%減(10件以下)	50%減(10件)	達成
お客様の声バリュースコア 0.1pt.上昇(4.520 以上)	0.044pt.上昇(4.464)	未達 (達成率 44%)

(2) 令和3年度に設定する目標:「重点目標:死傷事故ゼロ」

追求目標	
有責事故	10万 km あたり 0.10 以下
故障	25万 km あたり 0.20 以下
接客	お客様の声バリュースコア 4.506 以上

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

内容	件数
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	10

5. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別添「輸送の安全にかかわる組織図」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 令和2年度実施状況

名称	実施頻度	備考
新人集合研修	随時	新人乗務員を対象とした座学と技能の基礎教育
乗務前研修	随時	休業明け乗務員を対象とした感染防止対策オペレーションと経路確認、運転技能教習
月間教育	月1	国交省指導監督の指針をカバーした教育
安全運転研修	年4	公道では体験できない運転上の危険限界を体験する外部研修機関での研修
バスジャック対応訓練	年1	テロリストにバスジャックされたシナリオで警察との連携を体感する宮城県警との合同訓練
接客接遇研修	不定期	既存乗務員を対象とした高品質な接客・接遇教育
雪山研修	不定期 (冬季)	雪道でのチェーンの脱着と走行トライアル

(2) 令和3年度実施予定

名称	実施頻度	備考
新人集合研修	随時	新人乗務員を対象とした座学と技能の基礎教育
乗務前研修	随時	休業明け乗務員を対象とした感染症拡大防止対策オペレーションと経路確認、運転技能教習
乗務研修	随時	既存乗務員を対象としたフォローアップのための技能教習
月間教育	月1	国交省指導監督の指針をカバーした教育
安全運転研修	年4	公道では体験できない運転上の危険限界を体験する外部研修機関での研修
管理者・準管理者教育	年4	次世代管理者を対象とした論理的思考を醸成する育成教育
指導主任者研修会	年2	次世代指導者を対象とした指導監督の知識と実務方法習得のための育成教育
整備研修会	年2	旅客運送事業者の整備管理者に求められる車両整備とマネジメントについての共有と研究
接客接遇研修	不定期	既存乗務員を対象とした高品質な接客・接遇教育
雪山研修	不定期 (冬季)	雪道でのチェーンの脱着と走行トライアル

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

監査結果(今後の課題)	措置内容(対応策)
他事業者の車両故障に対して敏感に反応し、自社の車両での同様な事案を防ぐこと	・社内で迅速に情報の収集と共有を行い、対応状況を会議等で確認する ・車両故障事例についての資料を保管し、閲覧できるようにする
現場と本社部門との風通しをよくすることで円滑な運行ができるよう努めること	・経営層や本社管理者層が営業所員とコミュニケーションを図る機会を作ること ・本社部門へ質問やリクエストができるアプリ、本社部門からの申し送りアプリ等、社内ツールを有効利用する

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

取締役 運輸本部長 柳原 昭仁

10. 処分内容、講じた措置等

平成 31 年 1 月 17 日、運輸当局より行政処分を受けましたので安全管理規程に基づき公表致します。

<違反内容及び違反条項>

業務の的確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 3)

運転免許が失効した状態で事業用自動車に乗務させていた。

(道路運送法第 25 条)

<再発防止策>

関係法令の遵守と運行管理体制の強化を図る改善策を実施しております。

以上

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」
 (国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について 3.事業者による安全情報の公表 を元を作成

事業者名		WILLER EXPRESS株式会社		
許可年度		平成30年		
許可に付された条件の内容		-		
営業所の名称		本社営業所	池袋営業所	
営業所の所在都道府県名		東京都	東京都	
営業区域		東京都		
バス協会等への加入状況		東京バス協会		
貸切バス事業者安全性評価認定		(事業許可取得後3年未満)		
事業用自動車	大型	保有車両数	4両	
		最古年式	2009年	
		最新年式	2012年	
		平均車齢	10年	
		ドライブレコーダー搭載	4両 (100%)	
		デジタル式運行記録計搭載	4両 (100%)	
		ASV搭載車両総数	0両	
		運行の態様	観光輸送(昼間)	
	中型	保有車両数	-	
	小型	保有車両数	1両	8両(うち7両は乗合併用)
		最古年式	2010年	2019年
		最新年式	2010年	2020年
		平均車齢	10年	1年
		ドライブレコーダー搭載	1両 (100%)	8両 (100%)
デジタル式運行記録計搭載		1両 (100%)	8両 (100%)	
ASV搭載車両総数		0両	0両(全車 時速20km未満)	
運行の態様		観光輸送(昼間)	学校・企業等送迎	
任意保険の加入状況	対人保険	無制限	無制限	
	対物保険	無制限	無制限	
運転者	正規雇用	8名	6名	
	正規雇用以外	-	3名	
	平均勤続年数	8年	1.4年	
運行管理者数		2名	4名	
運行管理者補助者数		8名	1名	
整備管理者数		1名	2名	
整備管理者補助者数		2名	1名	
運輸安全マネジメント (直近3年間)	評価の実施状況	-		
	民間指定機関における認定セミナーの受講状況	○		

(令和2年12月31日現在)